

請 負 契 約 書 (案)

発注者である独立行政法人日本芸術文化振興会（以下「甲」という。）と受注者である〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇（以下「乙」という。）は、下記の業務（以下「本件業務」という。）について、以下のとおり契約（以下「本契約」という。）を締結する。

記

件 名 国立劇場公演記録映像DVCAMテープのデータ変換作業

以上

第1条（総則）

- 1 甲は、乙に対し、本件業務を委託し、乙はこれを受諾した。乙は、本契約に基づく本件業務を履行し、甲は、乙に対し、第4条に定める対価を支払うものとする。
- 2 本件業務における詳細については、別紙の仕様書に定めるものとする。なお、本契約と仕様書に定める内容が相違する場合には、仕様書に定める内容が優先する。

第2条（注意義務等）

乙は、独立行政法人たる甲の特質を理解し、甲の定める服務に関する規定等を遵守し、甲の秩序、規律、風紀等を乱すことなく、善良な管理者の注意をもって本件業務に専念しなければならない。

第3条（再委託）

- 1 乙は、事前に甲の書面による承諾を得た場合に限り、本件業務の一部を第三者に委託することができる。
- 2 乙は、前項の規定により第三者に委託した場合には、その第三者の選任、監督その他本契約において乙が甲に対して負う義務を含め一切の行為について、当該第三者に同等の義務を負わせ、甲に対して責任を負う。

第4条（請負代金）

- 1 本件業務の対価（第14条記載の著作権等の譲渡対価も含み、以下「請負代金」という。）は、別紙単価表に定める単価に数量を乗じて得た金額の和に、当該金額に消費税率及び地方消費税率を乗じて得た額を加算した金額とする。
- 2 別紙単価表に定める単価のうち、複製作業費については、作業数量に1分未満の端数が生じた場合は、これを1分に切り上げるものとする。
- 3 乙は、第11条の成果物報告書の提出の都度、請負代金の請求書を甲の伝統芸能情報セ

ンター調査資料課に送付する。

- 4 甲は、乙に対し、請負代金を、前項の請求書を受領した日から30日以内に、甲乙間で合意した銀行口座に振込送金して支払う。ただし、振込手数料は甲の負担とする。
- 5 甲及び乙は、本契約が途中で終了した場合、当該終了時点までに乙が既に行った業務の結果のうち可分な部分の給付によって甲が利益を受けるときは、乙は、その利益の割合に応じた請負代金を請求することができる。ただし、甲は乙に対して、請負代金の算定に必要な資料等の提出を求めることができ、甲及び乙は、当該資料等に基づき協議を行うものとするが、協議が整わない場合には、甲の判断において請負代金を定めることができる。

第5条（期間）

- 1 乙は、本件業務を、契約締結日から令和9年3月31日までの間に履行するものとする。
- 2 乙は、成果物（以下「成果物」という。）を完成した後、順次甲に納品する。初回の納品期日は令和8年12月28日とし、2回目以降の納品日程及び方法等の詳細は、別途甲乙の協議によりこれを定めるものとする。ただし、最終の納品期日は令和9年3月31日とする。
- 3 本契約が終了後も、本契約第3条第2項、第4条第5項、本条、第7条第2項、第8条、第14条から第18条まで、第19条第3項、第20条第4項、第21条、第23条から第25条までの規定の効力は、有効に存続する。

第6条（契約保証金）

甲は、乙に対し、本契約の締結につき甲の会計規程第26条に基づく契約保証金の納付を免除する。

第7条（施設等の使用）

- 1 甲は、本件業務の遂行に必要な施設及び設備を、乙に無償で使用させることができる。
- 2 乙は、前項の施設及び設備を、善良な管理者の注意をもって使用するものとし、乙又は乙の使用人が故意又は重大な過失によりこれを滅失又は毀損したときは、弁償の責めを負うものとする。

第8条（使用人に関する乙の責任）

乙は、乙の使用人が本件業務に関連して行う業務上の行為については、すべて責任を負うものとする。

第9条（作業工程表の提出）

- 1 乙は、本契約締結後、第5条第2項に定める2回目以降の成果物納品に係る作業工程表を作成し、甲の書面又は電磁的記録による承認を受けるものとする。

- 2 前項に定める作業工程表には、甲乙の協議により定める成果物の納品数量及び納品日時を記載するものとする。

第10条（中間報告）

- 1 甲は、必要がある場合には、乙に対し本件業務の遂行状況について書面又は電磁的記録による報告を求めることができる。
- 2 甲は、前項の報告により必要があると甲が認める場合は、乙に対して本件業務の遂行についての指示を与え、改善を求めることができる。

第11条（成果物報告及び検査）

- 1 乙は、本件業務の成果物の納品の都度、速やかに成果物報告書を作成し、これを甲の伝統芸能情報センター調査資料課に提出するものとする。
- 2 甲は、成果物報告書を受領した日から10日以内に、乙が納品した成果物が本契約の内容に適合しているか否かを検査し、その結果を口頭又は書面（ただし電子メールその他の電磁的記録を含む。以下、本条において同じ。）により、乙に対して通知する。
- 3 甲は、前項の検査のため必要に応じて乙に対して、成果物の説明及び関係資料の提出を求めることができる。
- 4 乙が第2項の検査に合格しない場合は、甲は、乙に対し口頭又は書面により第14条第1項に基づく要求を行い、乙は、甲の要求に基づき適切かつ速やかな改善を図るものとする。

第12条（引渡し）

- 1 乙から甲への成果物の引渡しは、前条第2項の検査に合格した時をもって完了したものとする。
- 2 成果物の所有権は、引渡しにより乙から甲に移転する。

第13条（危険負担）

- 1 成果物について、第11条第2項に定める検査が完了する前に滅失、損傷、変質その他の損害（以下「滅失等」という。）が生じた場合には、当該滅失等は、甲の責に帰すべき事由によって生じた場合を除き、乙の負担とする。
- 2 成果物について、当事者双方の責めに帰することのできない事由によって滅失等が生じた場合、甲は乙に対して、請負代金の支払いを拒むことができる。

第14条（契約不適合責任）

- 1 甲は、成果物が、その種類、品質又は数量等に関して本契約の内容に適合せず、かつ、それが第11条第2項に定める検査でも発見できないものであった場合（以下「契約不適合」という。）には、乙に対し、成果物に係る修補、部品交換、代替品若しくは不足

分の引渡し（以下、総称して「履行の追完」という。）又は代金の減額のうちから一つ又は複数の手段を選択し、請求することができるものとする。なお、甲は、乙に対して代金の減額を請求する場合には、事前に相当の期間を定めて履行の追完の催告をすることを要しない。

- 2 契約不適合が甲の故意又は重大な過失によるものであるときは、甲は、前項の規定による履行の追完及び代金の減額の請求をすることはできない。
- 3 第1項の規定は、甲の乙に対する損害賠償の請求及び解除権の行使を妨げるものではない。
- 4 甲は、契約不適合を発見したときは、当該契約不適合を発見した日から1年以内にその旨を乙に対し書面により通知しなければ、当該契約不適合を理由として、前三項に定める履行の追完請求、代金減額請求、損害賠償請求及び契約の解除をすることができない。
- 5 本契約においては、商法第526条及び民法第562条第1項ただし書は適用しない。

第15条（著作権の譲渡等）

- 1 甲及び乙は、本件業務の過程で生じた著作物（業務完了報告書又は業務実施報告書を含むが、これらに限らない。）に係る著作権（著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含む。）を含む一切の知的財産権及び所有権は甲に帰属することに合意する
- 2 乙は、甲及び甲の指定する第三者に対して、著作者人格権（氏名表示権、同一性保持権、公表権を含む。）を行使しないものとする。

第16条（事故）

乙の使用人が、甲の施設内においてなす業務上の行為はすべて乙の責任とする。また、乙の使用人が業務上負傷し、又は死亡した場合は、すべて乙の責任とする。

第17条（原状回復）

乙が甲の設備その他を毀損又は滅失したときには、直ちに甲に報告するとともに、その毀損又は滅失が乙の故意又は過失によるときは、乙の負担において原状に回復するものとする。

第18条（秘密保持）

- 1 甲及び乙は、本契約の締結及び本件業務をなすに当たって知り得た相手方の業務上の一切の情報を第三者に開示・漏洩せず、又は本契約以外の目的に利用してはならない。本契約期間終了後においても同様とする。
- 2 本件業務については、「情報セキュリティに関する特約条項」に定めるところによるものとする。

第19条（契約の解除）

- 1 甲は、乙が、次の各号のいずれかに該当する場合において、14日以上期間を定めて

当該状態の修補を乙に書面又は電磁的記録で求めたにもかかわらず、乙が当該状態を修補しないときは、乙の帰責事由の有無にかかわらず本契約の全部又は一部を解除することができる。

(1) 正当な理由なく本件業務を行わない、又は行う見込がないと甲が認めたとき。

(2) 前号のほか、乙がこの契約条項に違反したと甲が認めたとき。

- 2 甲は、前項の規定にかかわらず、乙に次の各号のいずれかに定める事由が生じた場合には、乙の帰責事由の有無にかかわらず、何らの催告を要することなく直ちに本契約の全部又は一部を解除することができるものとする。

(1) 監督官庁より営業の取消又は停止等の処分を受けたとき。

(2) 会社更生、民事再生手続、破産の申立てをなし、又は申立てを受けたとき若しくは銀行取引停止処分を受けたとき。

(3) 差押え、仮差押え、仮処分又は競売の申立てがあったとき、若しくは租税滞納処分を受けたとき。

(4) 合併に依らない解散又は営業の全部を第三者に譲渡したとき。

(5) 前各号以外に財産状態が悪化し、又はそのおそれがあると認められる相当の事由があるとき。

(6) 甲に重大な危害又は損害をおよぼしたとき。

(7) 甲の信用を著しく毀損したとみなされるとき。

(8) 民法542条第1項各号又は同条第2項各号に掲げる場合。

(9) その他上記各号のいずれかに準ずるとき。

- 3 甲は、前二項の解除をした場合にも、乙に対して、生じた損害の賠償を請求できるものとする。また、甲は、乙に対して、既に支払った代金の全部又は一部を返還させることができるものとする。

第20条（反社会的勢力の排除）

- 1 甲及び乙は、次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを表明し、保証する。

(1) 自ら又は自らの役員が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等その他これらに準じる者（以下、総称して「暴力団員等」という。）であること。

(2) 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること。

(3) 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること。

(4) 自ら若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもってするなど、暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること。

(5) 暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること。

- (6) 自らの役員又は自らの経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること。
- 2 甲及び乙は、自ら又は第三者を利用して次の各号のいずれにも該当する行為を行わないことを保証する。
- (1) 暴力的な要求行為
 - (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - (3) 取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
 - (4) 風説を流布し、偽計又は威力を用いて相手方の信用を毀損し、又は相手方の業務を妨害する行為
 - (5) その他前各号に準ずる行為
- 3 相手方が前二項に違反した場合は、通知又は催告等何らの手続きを要しないで直ちに本契約を解除することができるものとする。
- 4 前項の規定により本契約を終了した場合、相手方に損害が生じて、その賠償責任を負わないものとする。

第21条（損害賠償）

乙は、本契約の定めに反して、甲に損害を与えた場合には、甲が被った損害を賠償しなければならない。

第22条（談合等不正行為があった場合の違約金等）

- 1 乙又は乙の役職員が、次に掲げる場合のいずれかに該当したときは、乙は、甲の請求に基づき、契約金額又は契約単価に予定数量を乗じて得た金額（本契約締結後、契約金額又は契約単価の変更があった場合には、変更後の契約金額又は契約単価に予定数量を乗じて得た金額）の10分の1に相当する額を違約金（損害賠償額の予定）として甲の指定する期間内に支払わなければならない。
- (1) 本契約に関し、乙が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第3条の規定に違反し、又は乙が構成事業者である事業者団体が独占禁止法第8条第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が乙に対し、独占禁止法第7条の2第1項（独占禁止法第8条の3において準用する場合を含む。）の規定に基づく課徴金の納付命令（以下「納付命令」という。）を行い、当該納付命令が確定したとき（確定した当該納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消された場合を含む。）、又は同法第7条の4第7項若しくは第7条の7第3項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。
 - (2) 納付命令又は独占禁止法第7条若しくは第8条の2の規定に基づく排除措置命令（これらの命令が乙又は乙が構成事業者である事業者団体（以下「請負者等」という。）に対して行われたときは、請負者等に対する命令で確定したものをい

い、請負者等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令すべてが確定した場合における当該命令をいう。次号において「納付命令又は排除措置命令」という。)において、本契約に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。

(3) 納付命令又は排除措置命令により、請負者等に独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、本契約が、当該期間（これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が乙に対し納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。）に入札（見積書の提出を含む。）が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。

(4) 本契約に関し、乙又はその役職員の刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき。

2 前項の規定は、甲に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、甲がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。

3 乙は、本契約に関して、第1項の各号のいずれかに該当することとなった場合には、速やかに、当該処分等に係る関係書類を甲に提出しなければならない。

第23条（遅延利息）

乙が、甲に対し、前条の違約金を甲の指定する期間内に支払わないときは、乙は、当該期間を経過した日から支払いをする日までの日数に応じ、年6パーセントの割合で計算した額の遅延利息を甲に支払わなければならない。

第24条（債権譲渡の禁止）

乙は、本契約によって生じる権利又は義務の全部若しくは一部を、甲の事前の書面による承諾を得た場合を除き、第三者に譲渡し、若しくは引き受けさせ、又は担保に供してはならない。ただし、乙が、本契約によって生じる権利を、信用保証協会又は中小企業信用保険法施行令（昭和25年政令第350号）第1条の4に規定する金融機関に対して譲渡する場合に、この限りではない。

第25条（不可抗力）

甲及び乙は、地震、台風、津波その他の天変地異、戦争・内乱・暴動、テロ行為、重大な疾病・感染症、法令の改廃・制定、公権力による命令・処分、労働争議、輸送機関・通信回線の事故その他自己の責めに帰すことのできない不可抗力により、契約の全部又は一部の履行遅滞、履行不能又は不完全履行が発生した場合、その責任を負わない。ただし、当該不可抗力により影響を受けた乙は、当該不可抗力による履行遅滞、履行不能又は不完全履行の影

響が軽減されるよう合理的な最善の努力を尽くすものとする。

第26条（合意管轄）

甲及び乙は、本契約に関する紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とすることを合意する。

第27条（協議事項）

- 1 甲及び乙は、本契約書に定めのない事項については、民法その他関係法令に則り、誠意をもって協議のうえ解決する。
- 2 甲及び乙は、前項の協議を行う場合であって、相手方の求めがあるときには、当該協議を行う旨の合意を書面又は電磁的記録にて行うものとする。

上記契約の成立を証するため、本契約書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ各1通ずつを保有するものとする。

令和8年 月 日

甲 東京都千代田区隼町4番1号
独立行政法人日本芸術文化振興会
理 事 長 長谷川 眞理子

乙

単 価 表

国立劇場公演記録映像DVCAMテープのデータ変換作業

項 目	単価（税抜き）
複製作業費（DVCAMテープからLTOテープ及びHDDへ）	金 円／分
LTOテープ代金（仕様書6.（2）②成果物報告書の作成費を含む）	金 円／本
HDD代金（仕様書6.（2）②成果物報告書の作成費を含む）	金 円／台

情報セキュリティに関する特約条項（案）

（総則）

第1条 この情報セキュリティに関する特約条項（以下「情報セキュリティ特約条項」という。）は、この情報セキュリティ特約条項が添付される契約（以下「本契約」という。）と一体をなす。

（基本事項）

第2条 本契約により、発注者（以下「甲」という。）から業務の委託を受けた受注者（以下「乙」という。）は、本契約による業務を行うに当たり、情報資産の取扱いに際し、情報セキュリティの重要性を認識し、情報資産の漏えい、紛失、盗難、改ざん等から保護するため、必要な措置を講じなければならない。

（定義）

第3条 この情報セキュリティ特約条項において使用する用語の定義は、次に掲げるとおりとする。

（1） 情報セキュリティ

情報資産の機密性、完全性及び可用性を確保し、維持することをいう。

（2） 業務情報

本契約による業務を行うに当たり、甲から提供された情報及び新たに作成又は取得した情報をいう。

（3） 情報システム

本契約による業務を行うに当たり、甲から提供されたハードウェア、ソフトウェア、ネットワーク、記録媒体等で構成され、これらの一部又は全体で業務処理を行う仕組みをいう。対象範囲は、本契約において該当する場合は、別に定める。

（4） 記録媒体

業務情報の記録及び管理に使用される磁気ディスク、磁気テープ、光ディスク等をいう。

（5） 情報資産

業務情報及び情報システムをいう。

（情報セキュリティポリシー等の遵守）

第4条 乙は、「独立行政法人日本芸術文化振興会情報セキュリティポリシー（以下「振興会セキュリティポリシー」という。）に従って乙組織全体のセキュリティを確保すること。「振興会セキュリティポリシー」は非公開であるが、準拠している「政府機関等のサイバーセキュリティ対策のための統一基準」を、必要に応じて参照すること。「振興会セキュリティポリシー」は、本契約締結後開示する。

（情報セキュリティを確保するための体制の整備）

第5条 乙は、情報セキュリティ基本方針を甲に明示する。

2 乙は、甲に対して情報セキュリティ特約条項の履行に関しての責任者、監督者及び作業従事者の名簿を届け出る。また、甲は作業従事者に身分証明書の提示を求めることができる。

3 乙は、情報セキュリティインシデント発生時の体制、対応について明示する。

4 乙は、作業従事者に対し、情報セキュリティ対策及び個人情報の保護の徹底について教育する。また、乙は甲の求めに応じて教育カリキュラム、教育実施状況等を提出する。

5 乙は、甲の請求があったときは、本契約に係る情報セキュリティ対策の実施状況について、書面により提出しなければならない。

6 甲は、乙にて特約条項における情報セキュリティ対策が遵守されていることを確認するため、必要に応じて情報システム監査又は検査を行う。この場合、乙は、甲の情報システム監査又は検査が円滑に遂行できるよう協力する。

7 第1項から第3項までについて内容に変更が発生した場合、乙は速やかに書面により甲へ連絡しなければならない。

(秘密の保持)

第6条 乙は、本契約による業務に関して知り得た情報をみだりに他人に知らせ、又は当該委託業務以外の目的で使用してはならない。

2 乙は、本契約による業務に従事する者に対し、在職中及び退職後においても、本契約による業務に関して知り得た情報をみだりに他人に知らせ、又は当該委託業務以外の目的で使用してはならないこと、及びその他情報資産の保護に関して必要な事項を周知徹底するとともに適切な教育を行うこと。

3 前2項の規定は、本契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(委託目的以外の利用等の禁止)

第7条 乙は、甲の指示又は承諾があるときを除き、本契約による業務に係る情報資産を当該業務以外の目的に使用し、又は第三者に提供してはならない。特に、インターネット利用に際しては、業務目的以外のサイト等を閲覧してはならない。

(情報の管理義務及び返還義務)

第8条 乙は、契約の履行に当たり使用する甲の情報資産等を善良な管理者の注意をもって管理し、漏えい・流出及び滅失・き損等の事故を防止しなければならない。

(1) 施設設備の管理

乙は、業務を実施するために使用する施設設備の保安体制を確保するものとする。

(2) 情報資産の借用

乙は、受託業務の履行に必要な情報資産を甲から借用するときは、その旨を書面により提出しなければならない。

(3) 情報資産の受渡し

本契約による業務に係る情報資産の提供、返却又は廃棄については、受渡し票等で確認し行うものとする。

(4) 複写及び複製の禁止

乙は、甲の指示又は承諾があるときを除き、本契約による業務に係る情報資産を複写し、又は複製してはならない。

(5) 業務履行場所以外への持ち出し禁止

乙は、甲の指示又は承諾があるときを除き、本契約による業務に係る情報資産を業務履行場所以外へ持ち出してはならない。

(6) 厳重な保管及び搬送

乙は、本契約による業務に係る情報資産の漏えい、紛失、盗難、改ざんその他の事故等を防止するため、情報資産の厳重な保管及び搬送に努めなければならない。

(7) 情報資産の返還又は処分

乙は、本契約が終了し、又は解除されたときは、本契約による業務に係る情報資産を、速やかに甲に返還し、又は漏えいを来さない方法で確実に処分しなければならない。

(再委託の禁止)

第9条 乙は、甲の承諾があるときを除き、本契約による情報資産の取扱いを自ら行うものとし、その取扱いを第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。

2 乙は、情報資産の取扱いを第三者に委託し、又は請け負わせようとするときは、当該委託先又は請負先に、特約条項で要求する事項を遵守させなければならない。

(情報セキュリティインシデント発生時の報告義務)

第10条 乙は、本契約による業務に係る情報資産の漏えい、紛失、盗難、改ざんその他の事故等が生じ、又は生じた可能性があることを知ったときは、速やかに甲に報告し、その指示に従わなければならない。本契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(監査への協力)

第11条 乙は、第5条第6項の監査のほか、甲が受ける監査に協力を求められたときは、速やかに協力しなければならない。

(特記事項に違反した場合の契約解除及び損害賠償)

第12条 甲は、乙が特約条項に違反していると認めたときは、契約の解除及び損害賠償の請求をすることができるものとする。

(その他)

第13条 乙は前条までに定めるもののほか、情報資産の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。